

秋田県災害復旧サポート事業QAについて

Q1 事業の概要は？

異常な自然現象等により、公共土木施設が被災した際、市町村からの要請に基づいて「災害復旧サポートチーム」を災害現地に派遣し、市町村が行う災害復旧活動の支援・助言をボランティア活動として行う。

Q2 災害復旧サポートチームの活動内容は？

- ① 現地における災害調査に関する支援
- ② 復旧工法に関する技術的助言
- ③ 災害復旧事業に関する支援
- ④ 被災情報の通報

※現地で災害調査を行った際に、新たな被災箇所を発見した場合

Q3 事業における県の関与は？

県とセンターが協定を結び、相互に連携することとし、県は次の事項を行う。

- ① サポート制度の県内市町村等への周知
- ② 県土木技術職OBに対してエンジニア登録への働きかけに関すること
- ③ エンジニアに対する資質向上のための研修
- ④ 復旧工法に関する技術的助言に関すること
- ⑤ その他本事業を円滑に運用するために必要なこと

Q4 事業においてセンターが行う業務は？

秋田県災害復旧サポート事業の事務局として、次の事務を行う

- ① 秋田県災害復旧サポートエンジニア（以下、「サポートエンジニア」という。）の登録に関すること
- ② サポートエンジニアの派遣に関すること
- ③ サポートエンジニアの活動の支援に関すること
- ④ サポートエンジニアの研修等の実施に関すること
- ⑤ サポートエンジニアの活動に要する費用（交通費、宿泊費等）に関すること
- ⑥ 派遣先市町村との連絡調整に関すること
- ⑦ 県建設部及び関係機関との連絡調整に関すること
- ⑧ その他本事業を円滑に運用するために必要なこと

Q 5 サポートエンジニアの登録は？

- ① NPO秋田県砂防ボランティア協会などが登録希望者をセンターへ提出
- ② 登録期間は3年間とし、登録を受けてから3年ごとに更新

Q 6 サポートエンジニアの資格は？

- ① 県土木技術職OBである者
- ② 災害発生時にボランティアとして、派遣要請先において活動可能な者
- ③ 原則70歳未満の者とするが、70歳以上であっても心身共に健康であり本人が希望する者

Q 7 災害復旧サポートチームの構成は？

1班を3～4名とする

センター職員1～2名程度 + サポートエンジニア1～2名程度

Q 8 対象市町村は？

事前に要望を受けた11市町村を対象とする。(令和2年7月17日現在)

横手市、由利本荘市、潟上市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、八郎潟町
井川町、羽後町、東成瀬村 ※支援希望の16市町村に対して調査

Q 9 対象市町村が被災した際の対応は？

- ① 被災した市町村からセンター理事長あてに派遣要請を提出
- ② センターは、登録名簿者から派遣者を決定し、サポートエンジニアと連絡調整
- ③ センターは、被災市町村と連絡調整を行い、現地調査を実施

Q 10 派遣に要する費用は？

- ① 災害復旧サポートチーム派遣に関する費用は公益事業で対応
- ② サポートエンジニア派遣に関する費用(交通費・宿泊費等)は、センターが負担
例：自家用車使用の場合 37円/km
- ③ サポートエンジニアが加入したボランティア保険に要する費用は、センターが負担
すべてのサポートメンバーを対象とし、「天災・地震補償プラン」へ加入
療養費については、基本的に本人が支払い、後日支給
- ④ 昼食代等については、現地実費精算で随行者が精算。おおよそ千円程度

【センターに関すること】

Q11 事業により想定される成果は？

- ① 県や県技術職OBからの指導・助言により、災害復旧事業に精通した職員の育成
- ② この事業に関連した新たな発注者支援業務（災害復旧対応支援）の受注
- ③ これまであまり受託のなかった市町村から、災害復旧以外の新たな業務委託を受託

Q12 市町村に対する今後の災害復旧支援のあり方は？

災害の初動においては、秋田県災害復旧サポート事業（仮称）により公益事業（無償）で支援を行うが、その後の復旧対応支援については、収益事業（有償）として、市町村の要請に応じた支援を展開する。

【復旧支援対応】・・・収益事業（有償）

- ① 査定設計書の作成
- ② 災害査定支援（立会等）
- ③ 実施設計書の作成
- ④ 工事監理
- ⑤ 設計変更、完成検査

秋田県災害復旧サポート事業とあわせ、包括的な一連のプロセスを支援